

沼田横塚産業団地 立地企業募集要項

令和 8 年 7 月

沼田市経済部産業振興課企業誘致推進室

1 趣旨

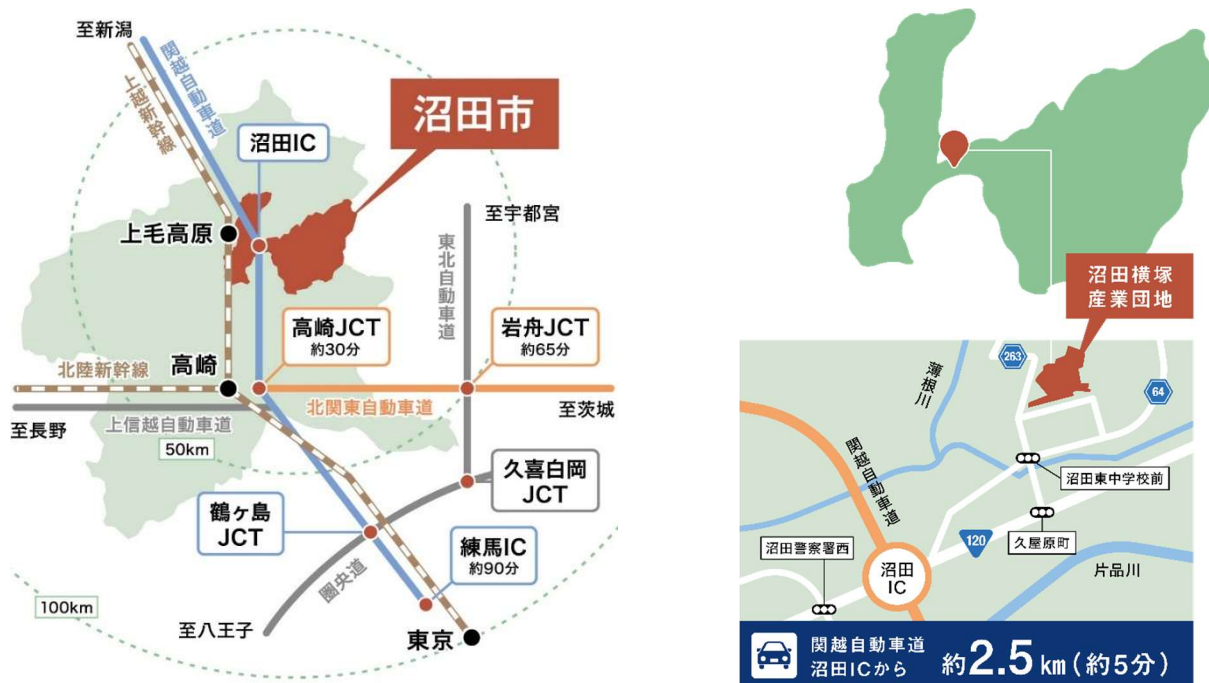
この要項は、沼田横塚産業団地への立地企業を公募し、地域経済の活性化、雇用の創出及び税収の確保を図るため、立地企業の募集及び選定に関し必要な事項を定めるものです。

2 団地の概要

市街地から東へ約4 km、関越自動車道沼田インターチェンジから約2.5 km に位置し、県道富士山横塚線に面する交通利便性に優れた産業用地です。

災害リスクの低い台地上に位置し、都市計画法に基づく工業専用地域に指定されていることから、製造業、物流業、情報通信業等の立地に適した環境を備えています。

また、周辺には木材関連産業をはじめとする製造業の集積が形成されており、地域産業との連携や新たな産業集積の形成が期待される産業団地です。



概要一覧

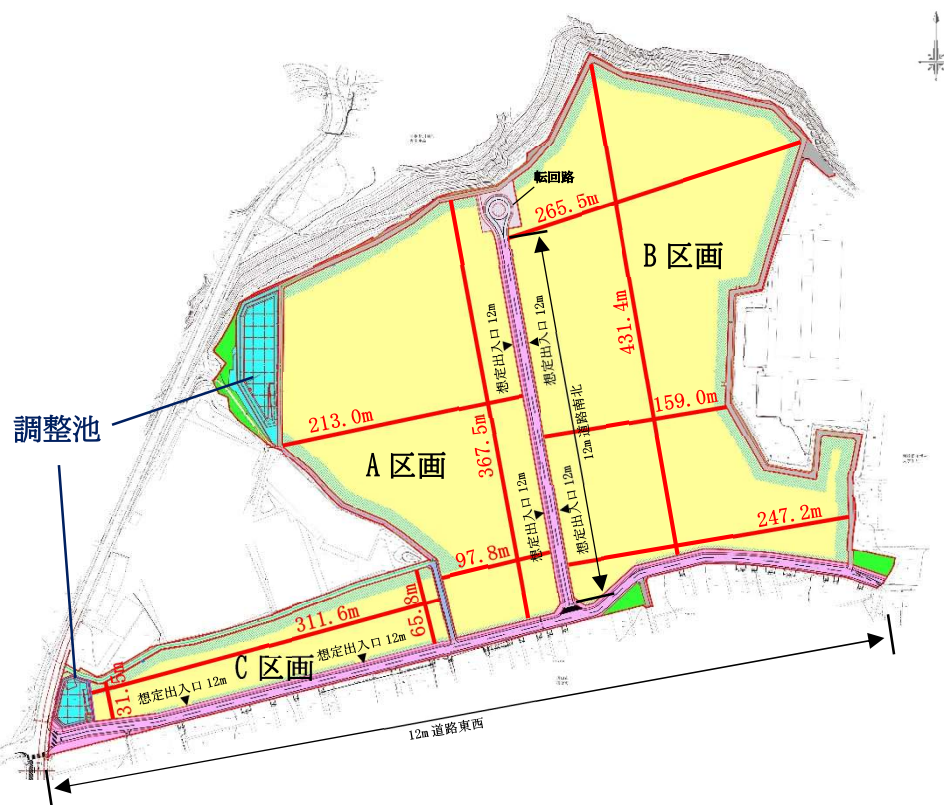
産業団地名	沼田横塚産業団地
事業主体	群馬県企業局
売主	沼田市土地開発公社
所在地	群馬県沼田市横塚町
工業団地総面積	約 191,000 m ² (約 19.1ha)
分譲面積	約 159,000 m ² (約 15.9ha)
用途地域 (建築基準)	工業専用地域 (建ぺい率 50%, 容積率 200%)
工場立地法	環境施設面積割合等の軽減あり ・緑地面積の割合 5%以上 ・環境施設面積の割合 10%以上 (緑地面積を含みます。)

上水道	沼田市営上水道 900t/日（団地全体）
工業用水	未整備
排水	企業内処理後、河川排水
電力	普通高圧（特別高圧は東京電力と要相談）
ガス	L P ガス
地耐力	深度約 9m で N 値 50
交通アクセス	関越自動車道沼田インターチェンジから約 2.5km 国道 120 号から 1km 上越新幹線上毛高原駅から 14.5km JR 上越線沼田駅から 6.5km

3 募集対象区画

次の区画について立地企業を募集します。

（１）区画図



（２）分譲面積及び単価

区画（※1）	面積（※2）	うち緩衝帯面積	単価（※3）
A 区画	57,050 m ²	4,137.21 m ²	25,000 円/m ²
B 区画	84,799 m ²	8,835.34 m ²	25,000 円/m ²
C 区画	16,923 m ²	4,012.83 m ²	25,000 円/m ²

※1 複数区画や区画の一部を申込みすることも可能です。

※2 面積は計算上の値での表示です。造成完了後、確定測量による実測面積に単価を乗じた値

を分譲価格（千円未満切捨て）とします。

※3 単価は現時点での見込みであり、造成工事費、資材価格の変動等により、変更となる場合があります。最終的な分譲価格は、土地売買契約締結時に決定します。

4 募集対象業種

募集対象業種は、次のとおりです。

- (1) 製造業
- (2) 物流業
- (3) 情報通信業
- (4) その他市長が適当と認める業種

※工業専用地域に立地可能な業種に限ります。

5 応募資格

応募できる者は、次の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 自ら事業の用に供する施設を建設し、操業すること
- (2) 募集対象業種に該当する事業を行うこと
- (3) 国税、都道府県税及び市区町村税に未納がないこと
- (4) 会社更生法、民事再生法その他これらに類する手続開始の申立てがなされていないこと
- (5) 事業を継続して遂行するために必要な経営基盤及び財務基盤を有すること
- (6) 事業計画、投資計画及び資金計画が具体的かつ実現可能であること
- (7) 土地利用計画が関係法令及び都市計画その他の規制を遵守すること
- (8) 公害防止その他環境保全のための適切な措置を講じることができること
- (9) 地域雇用の創出及び地域経済の活性化に寄与することが期待できること
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有しないこと
- (11) その他市長が不適当と認める者でないこと

※土地の転売を目的とした申込みはできません。

6 事前相談

相談期間	令和8年8月3日（月）から11月30日（月）まで
内容	事業概要、必要面積、操業計画、インフラその他必要事項
申込方法	事前相談申込書（任意の様式）を提出してください。
相談方法	対面又はオンライン会議により実施します。

7 現地見学

実施期間	令和8年8月3日（月）から11月30日（月）まで
申込方法	事前に電話又は電子メールにより予約してください。

実施方法	現地見学は、原則として職員が同行の上、実施します。
------	---------------------------

8 質問

受付期間	令和8年8月3日（月）から12月15日（火）まで
質問方法	質疑応答書（任意の様式）を電子メールにて提出してください。
回答方法	電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載します。

9 申込手続

（1）受付期間等

受付期間	令和8年10月1日（木）から12月28日（月）まで（土・日を除く） 午前8時30分から午後5時まで
受付場所	沼田市経済部産業振興課企業誘致推進室 住所：378-8501 群馬県沼田市下之町888番地 テラス沼田5階 電話：0278-23-2111 内線 5006・5007 メールアドレス：sangyo03@city.numata.lg.jp
提出書類	①様式第1号__分譲申込書 ②様式第2号__事業計画書 ③様式第3号__誓約書 ④会社概要、製品概要（パンフレットなど） ⑤直近3期分の決算書 ⑥直近の納税証明書 ⑦法人登記事項証明書（取得から3か月以内のもの） など
提出方法	提出書類①から⑦までを各1部、受付場所へ郵送又は持参してください。郵送の場合は、令和8年12月28日（月）午後5時までに必着とします。なお、書留など配達状況を確認できる方法で送付してください。

（2）書類提出上の注意事項

- ① 提出期限を過ぎた書類は受け付けません。
- ② 提出書類の作成及び取得に要する費用は、全て申込者の負担とします。
- ③ 提出された書類は返却しません。
- ④ 必要に応じて追加資料の提出や内容の確認をお願いする場合があります。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載が認められた場合は、申込みを無効とし、優先交渉者決定後又は契約締結後であっても、その決定又は契約を取り消す場合があります。
- ⑥ 提出書類は、沼田市情報公開条例その他関係法令に基づき公開の対象となる場合があります。

（3）提出された書類の取扱い

提出いただいた書類は、本産業団地の優先交渉者を選定する目的以外には使用せず、適切に管理します。

10 審査方法

応募企業の審査は、次のとおり実施します。

(1) 一次審査

事務局において、応募資格、納税状況、財務状況、法令遵守状況等などを書類により審査します。

(2) 区画調整

複数の応募が競合した場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、応募企業と協議の上、希望区画の調整を行う場合があります。

(3) 二次審査

一次審査及び区画調整後、立地企業選定委員会においてプレゼンテーションにより審査します。審査は、次の評価項目に基づいて行います。

- ① 投資効果
- ② 雇用効果
- ③ 土地利用効率
- ④ 地域経済波及効果
- ⑤ 事業実現性・成長性
- ⑥ 地域貢献・環境配慮

11 優先交渉者の決定

(1) 立地企業選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉者を決定します。

(2) 審査結果は、全ての応募者に書面で通知します。

(3) 次のいずれかに該当した場合は、優先交渉者の決定を取り消すことがあります。

- ① 虚偽の申請が判明した場合
- ② 経営状況が著しく悪化した場合
- ③ 立地協定締結を辞退した場合
- ④ その他市長が不相当と認めた場合

12 立地協定締結

優先交渉者は、沼田市及び沼田市土地開発公社と立地協定を締結するものとします。

13 保証金

(1) 優先交渉者は、立地協定締結後、土地売買予定価格の10%を保証金として納付するものとします。

(2) 保証金は土地売買契約締結後、土地売買代金の一部に充当します。

(3) 優先交渉者の責めに帰すべき事由により土地売買契約を締結しなかった場合は、保証金は返還しません。

1 4 土地売買契約

- (1) 優先交渉者は、沼田市土地開発公社と土地売買契約を締結してください。
- (2) 契約締結後は、速やかに土地売買代金を納付してください。

1 5 操業開始期限

立地企業は、土地の引渡しを受けた日から5年以内に操業を開始してください。
ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りではありません。

1 6 転売等の制限

土地の引渡しを受けた日から10年間は、沼田市の承認を得ることなく、第三者へ譲渡し、又は貸し付けることはできません。

1 7 買戻し特約

次のいずれかに該当する場合は、沼田市又は沼田市土地開発公社が買戻しその他必要な措置を講ずることがあります。

- (1) 操業開始期限を超過した場合
- (2) 無断で用途変更した場合
- (3) 無断で転売した場合
- (4) 立地協定に違反した場合
- (5) その他重大な契約違反があった場合

1 8 スケジュール

時期	内容
令和8年7月	募集要項公表
令和8年8月～11月	事前相談・質疑・現地見学受付期間
令和8年10月～12月	申込期間
申込受付後1か月以内	一次審査（書類審査）
審査後2週間以内	二次審査対象者通知
随時（分譲候補者）	区画調整・ヒアリング
令和9年2月	二次審査（プレゼンテーション審査）
令和9年3月上旬	優先交渉者決定
令和9年4月	立地協定締結
協定締結後1か月以内	保証金支払い
令和9年9月（予定）	土地売買契約締結
契約締結後3か月以内	土地代金支払い
土地代金支払い後、1か月以内	所有権移転
土地売買契約締結後5年以内	操業開始

19 参考情報

(1) 埋蔵文化財調査

本産業団地については、造成に伴う発掘調査を実施済みですが、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、文化財保護法に基づく届出が必要です。

(2) 土壌調査

本産業団地では、土壌汚染対策法に基づく必要な手続きを実施した上で造成工事を行っています。

立地企業が土地引渡し後に土壌調査又は必要な措置を実施する場合は、その調査が法令に基づくものであるか自主的なものであるかを問わず、立地企業の責任と費用において実施していただきます。

20 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

21 問合せ

(1) 担当

沼田市経済部産業振興課企業誘致推進室

〒378-8501 群馬県沼田市下之町 888 番地テラス沼田 5 階

TEL：0278-23-2111（内線 5006・5007）

E-mail：sangyo03@city.numata.lg.jp

(2) 沼田市企業立地ガイド

